

栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金交付手続について

1 概要

栃木県診療所等賃上げ支援事業は、「栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金実施要綱」に基づき、賃金・物価上昇の影響を受けている診療等の従事者の処遇改善を図ることで、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として給付する。

2 給付金交付対象診療所等

この給付金は、(1)に該当し、(2)から(5)のいずれの要件も満たす診療所等を交付対象とする。

(1) 栃木県内に開設している以下のア～エのいずれかに当てはまる診療所等であること。

- ア 有床診療所（医科・歯科）
- イ 無床診療所（医科・歯科）
- ウ 訪問看護ステーション
- エ 保険薬局

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7(2025)年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬を請求した実績があること。

(3) ベースアップ評価料の届出について、以下の①または②のいずれかに当てはまる診療所等であること。

①令和8(2026)年3月1日時点で、以下のア～オのいずれかのベースアップ評価料を届け出ていること。

- ア 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- イ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料
- ウ 入院ベースアップ評価料（医科）
- エ 入院ベースアップ評価料（歯科）
- オ 訪問看護ベースアップ評価料

②診療報酬制度上、①のベースアップ評価料が届け出られなかった施設については、令和8(2026)年6月1日時点で、令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料を届け出ていること。

(4) 賃金改善について、以下の①または②のいずれかに当てはまる賃金改善を行っていること。

① 令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大していること。

② 令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給していること。加えて、4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

(5) 「3 不交付要件」に該当しないこと。

3 不交付要件

次の(1)～(3)に1つでも該当する場合は、給付金の交付対象外とする。

(1) 本給付金の申請を既に行っている場合（1診療所等につき1回限りの申請とする）

(2) 令和8(2026)年1月1日において、廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む）

(3) 給付金の趣旨及び目的に照らして交付が適当でないとして知事が判断する場合

4 賃金改善等にかかる取扱いについて

- ① 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合には、令和7年12月から令和8年5月までの期間における当該2.0%超過分に、本事業による支給額を充当することができる。なお、充当した上で余剰が生じた場合は、賃金改善に充てるものとする。
- ② 本事業による賃金改善には、賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- ③ 本事業による支給額は、定期昇給による賃金上昇分や、診療報酬又は他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源とした賃金改善部分に充当することはできない。
- ④ 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を引き下げていないこと。また、一部の対象職員又は同一法人内の一部の診療所等のみで賃金改善を集中させることなど、著しく偏って配分することは認められない。ただし、診療所等の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは差し支えない。
- ⑤ 本事業による賃金改善は、現時点においてベースアップ評価料の対象とされていない職種に対しても配分することが可能である。

5 給付金の算定方法

給付額は以下の表のとおりとする。

診療所等の種別	給付金の算定方法	
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数が3床以上の場合	72千円/床
	許可病床数が2床以下の場合	150千円/施設
無床診療所（医科・歯科）		150千円/施設
訪問看護ステーション		228千円/施設
保険薬局	所属する同一グループ内の保険薬局の数(※1)が1店舗以上5店舗以下の場合	145千円/施設
	所属する同一グループ内の保険薬局の数(※1)が6店舗以上19店舗以下の場合	105千円/施設
	所属する同一グループ内の保険薬局の数(※1)が20店舗以上の場合	70千円/施設

(※1) 厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数(当該保険薬局を含む)とする。

6 提出書類

申請には以下の書類を提出するものとする。

- (1) 栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金交付申請書兼請求書(様式5及び別紙1～3)

※委任状(別紙3)は、給付金の受領等の権限を申請者から委任する場合に限り、御提出ください。

※栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金交付申請フォーム(以下「交付申請フォーム」という。)による申請の場合、診療所等賃上げ支援事業 実績報告書(賃金改善報告書)(別紙2-3)は、

Excelファイルをシステムに添付すること。

(2) 通帳の表紙及び見開き1ページ目(写し)

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの

※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出すること。

※振込口座は、原則、申請法人・申請者本人の名義の口座に限る。

※栃木県診療所等賃上げ支援事業給付金交付申請フォーム(以下「交付申請フォーム」という。)による申請の場合、電子データをシステムに添付すること。

7 申請手続

(1) 申請者

給付金の申請は、対象診療所等を開設する者が、診療所等毎に行うものとする(1施設当たり1回に限る)。なお、今回、申請にあたり通知した**封筒に申請者番号(申請に必要な重要な番号)を付してある**ので、申請書を作成する際やお問い合わせの際に使用すること。

(2) 申請方法

原則、交付申請フォームでの申請とする。

複数の診療所等を申請する場合は、原則として分割することなく一括して申請すること。

なお、やむを得ない事情により、交付申請フォームが使用できない場合には、郵送による申請を可とする。

(3) 申請期限

令和8(2026)年7月15日(水) 23時59分

※交付申請フォームでの申請は、7月15日(水) 23時59分までに申請を完了すること。

※郵送による申請は必着とする。

(4) 申請先

ア 交付申請フォームで申請の場合(原則)

交付申請フォームからシステム内の案内に沿って申請すること。

[URL:https://tochigi-iryoshien.com/r8chinage/](https://tochigi-iryoshien.com/r8chinage/)

イ 郵送で申請の場合

以下の宛先に、特定記録、簡易書留、レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送すること。

申請書類は返却しないため、申請内容が確認できるよう郵送前にコピーをとり、控えを保管すること。

郵送による送付先

〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町1141

栃木県診療所等給付金事務局 宛て

(5) 郵送での申請を行うための申請書類の入手方法

郵送で申請を行う場合は、以下のいずれか方法で、申請書類を入手すること。

※交付申請フォームで申請を行う場合は不要

ア 県公式ホームページ

以下のURLからダウンロードする。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/2026shinryoujyochinageshien.html>

ダウンロード期限 : 令和8(2026)年7月15日(水)

イ 栃木県診療所等給付金事務局宛て依頼

以下のいずれかの方法で申請書類の郵送希望であることを令和8(2026)年7月6日(月)までに連絡

すること。

(ア) メール：r8chinage-uketsuke@tochigi-iryoshien.com

(イ) FAX：028-666-7763

依頼項目：①申請者番号 ②申請者氏名 ③送付先住所 ④電話番号 ⑤様式一式〇部

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

なお、依頼後3日以内（ただし、土日祝日を除く。）に申請書類を送付するが、依頼してから原則として1週間を経過しても送付がない場合には、事務局に問い合わせること。問い合わせがなかった場合には、当該依頼は無効とする。

(6) 申請等についての問い合わせ先

申請等については、以下の事務局まで問い合わせること。

ア メール:r8chinage-uketsuke@tochigi-iryoshien.com

受付期限（新規問合せ受付期限）：令和8(2026)年9月30日（水）

イ 電話：028-666-7753 FAX：028-666-7763

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

新規問合せ受付期限：令和8(2026)年9月30日（水）午後5時

ウ 重度の視覚障害等のやむを得ない事情により、上記ア及びイの対応が難しい場合には、令8(2026)年7月6日（月）までに事務局に相談すること。

8 審査及び交付について

(1) 事務局で申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められた場合、給付金を交付する。

審査の結果、給付金を交付する旨の決定をしたときは、交付決定通知書を送付する。令和8(2026)年9月末頃までに給付金を、申請時に記入した振込先の口座へ入金するので確認すること。

また、審査の結果、給付金を交付しない旨の決定をしたときは、事務局から不交付に関する通知を送付する。

(2) 交付決定の通知送付については、令和8(2026)年7月上旬から8月上旬を予定している。

(3) 申請内容に不備がある場合、事務局から申請診療所等に不備の修正等を依頼する。申請診療所等は、修正が生じることがないように申請前に本書等により申請内容が適切かを確認すること。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により審査担当者が申請内容を修正する場合がある。

(4) 申請内容に不備等があり、事務局から修正を依頼したにも関わらず令和8(2026)年7月24日（金）午後5時までに修正が完了しない場合、又は、事務局からの修正依頼の連絡に令和8(2026)年7月24日（金）午後1時までに応答がない場合、原則申請が取り下げられたものとみなす。

(5) 県は必要に応じ、申請内容について調査する場合がある。その場合、申請者は調査に協力するとともに、速やかに状況を報告すること。

(6) 給付金の交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は交付決定の取消しを行う。既に交付した給付金について返還するほか、給付金の受領日からの日数に応じて加算金を課す場合がある。また、返還されない場合、事業者名や法人名の公表等の対応を行うことがある。

9 留意事項

給付金の交付を受けた場合には、本事業における収入及び支出等に係る証拠書類を整理し、給付金の交付年度の翌年から起算して5年間適切に保管しなければならない。